

令和5年3月

教職員の皆様へ

医学部・附属病院事務局人事課長

## 令和4年度給与改定について

標題について、別添のとおり事務局総務部人事課より通知がありました。つきましては、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則に規定される職員に関しても、同様に取り扱うこととしますので、通知いたします。

また、本改定による大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則の改正については、別途通知します。

### 1. 事務局総務部人事課通知

別添1 令和4年度給与改定について（事務局総務部人事課通知）

### 2. 改定内容

- (1) 給料表の改定について
  - ・大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程に定める給料表について、大阪府における月例給の改定率（0.31%）を基本として引き上げる改定を行います。
  - ・一般職給料表(2)の1級については、号給の増設を行います。※別添2「給料表改定前後表」
- (2) 給料表切替にかかる経過措置額の改定について
  - ・他の職員との均衡を図る観点から、(1)の改定に合わせて令和4年4月1日の給料表切替等に伴う経過措置の適用を受けている者の経過措置額についても改定を行います。
- (3) 令和2年12月1日以降の法人切替にかかる経過措置額の改定について
  - ・他の職員との均衡を図る観点から、(1)の改定に合わせて対象者の経過措置額についても改定を行います。
- (4) 平成31年4月1日の看護職給料表(1)の給料表の切替にかかる経過措置額の改定について
  - ・他の職員との均衡を図る観点から、(1)の改定に合わせて対象者の経過措置額についても改定を行います。
- (5) 再雇用職員（経過措置適用者）の給料月額改定について
  - ・令和4年12月に再雇用職員の勤勉手当の年間支給月数が0.05月引き上げられたことを踏まえて、経過措置として旧市大制度が適用されている再雇用職員の給料

月額を引き上げる改定を行います。  
※別添3「再雇用職員（経過措置適用者）給料月額改定前後表」

### 3. 実施時期

令和5年3月1日から実施し、令和4年4月1日に遡及して適用します。

### 4. 清算日について

既に支給済みの給料月額等と、引き上げ後の給料月額等の差額については、令和5年3月の給与支給日に清算いたします。

#### ◆問い合わせ先◆

医学部・附属病院事務局 人事課人事担当  
内線：2721～2